防衛省訓令第４６号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３０条の１２第２項及び第３２条の規定に基づき、自衛隊情報保全隊に関する訓令を次のように定める。

平成２１年７月２９日

防衛大臣　浜田　靖一

自衛隊情報保全隊に関する訓令

改正　平成27年10月 1日省訓第 39号
改正　令和 4年 3月15日省訓第 10号
改正　令和 6年 8月30日省訓第301号

（趣旨）

第１条　この訓令は、自衛隊情報保全隊（以下「情報保全隊」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　情報保全業務　情報業務の実施に関する訓令（令和６年防衛省訓令第２９１号）第２条第２号に規定する情報保全業務をいう。

(2) 部隊等　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関をいう。

(3) 施設等機関等　防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。

（情報保全隊の任務）

第３条　情報保全隊は、部隊等の運用に係る情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことのほか、統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。第１２条において同じ。）、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。第１２条において同じ。）、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。第１３条において同じ。）及び航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。第１４条において同じ。）における情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うこと並びに施設等機関等における情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とする。

（司令）

第４条　情報保全隊司令（以下「司令」という。）は、防衛大臣の指揮監督を受け、情報保全隊の隊務を統括する。

（副司令）

第５条　情報保全隊に、副司令１人を置き、情報保全官をもって充てる。

２　副司令は、司令を助け、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職

務を行う。

（情報保全官）

第６条　情報保全隊に、情報保全官３人を置く。

２ 情報保全官は、１等陸佐、１等海佐又は１等空佐をもって充てる。

３　情報保全官は、司令の命を受け、情報保全隊に関する重要事項についての隊務を整理する。

（情報保全隊本部の課及び室）

第７条　情報保全隊本部に、次の４課を置く。

総務課

運用課

情報保全課

保管課

２　情報保全隊本部に、次の３室を置く。

第１情報保全室

第２情報保全室

第３情報保全室

（総務課）

第８条　総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。

(2) 人事に関すること。

(3) 福利厚生及び健康管理に関すること。

(4) 服務指導に関すること。

(5) 秘密の保全に関すること。

(6) 情報の公開に関すること。

(7) 予算の執行に関すること。

(8) 物品に関すること。

(9) 施設の維持管理に関すること。

(10) 他の課及び室の所掌に属しない事項に関すること。

（運用課）

第９条　運用課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 運用に関すること。

(2) 教育訓練に関すること。

(3) 情報保全業務のために必要な研究（保管課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

（情報保全課）

第１０条　情報保全課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 資料及び情報の収集整理及び配布の企画に関すること。

(2) 資料及び情報の集約に関すること。

(3) 資料及び情報の収集整理及び配布に関すること（第１情報保全室、第２情報保全室及び第３情報保全室の所掌に属するものを除く。）。

(4) 情報収集計画に関すること。
(5) 前各号の事務に係る関係部外機関等との連絡・調整に関すること。
（保管課）
第１１条　保管課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 資料及び情報の保管に関すること。
(2) システムの維持管理及び研究に関すること。
（第１情報保全室）
第１２条　第１情報保全室においては、統合幕僚監部及び陸上自衛隊並びに施設等機関等に係る秘密保全及び隊員保全に関する資料及び情報の収集整理及び配布に関する事務をつかさどる。
（第２情報保全室）
第１３条　第２情報保全室においては、海上自衛隊に係る秘密保全及び隊員保全に関する資料及び情報の収集整理及び配布に関する事務をつかさどる。
（第３情報保全室）
第１４条　第３報保全室においては、航空自衛隊に係る秘密保全及び隊員保全に関する資料及び情報の収集整理及び配布に関する事務をつかさどる。
（課長及び室長）
第１５条　課に課長を、室に室長を置く。
２　課長又は室長は、司令の命を受け、課務又は室務を掌理する。
（地方情報保全隊）
第１６条　自衛隊法施行令第３０条の１２第２項に規定するその他防衛大臣の定める部隊は、地方情報保全隊とする。
（中央情報保全隊の長の名称及び担当する区域並びに地方情報保全隊、隊の長の名称及び担当する区域）
第１７条　中央情報保全隊の長の名称及び担当する区域並びに地方情報保全隊、隊の長の名称及び担当する区域は、別表のとおりとする。
（隊長）
第１８条　中央情報保全隊長及び地方情報保全隊長は、１等陸佐、１等海佐又は１等空佐をもって充てる。
２　中央情報保全隊長又は地方情報保全隊長は、司令の指揮監督を受け、中央情報保全隊又は地方情報保全隊の隊務を統括する。
（副隊長）
第１９条　中央情報保全隊及び地方情報保全隊に、それぞれ副隊長１人を置く。
２　副隊長は、中央情報保全隊又は地方情報保全隊の隊務につき中央情報保全隊長又は地方情報保全隊長を助け、中央情報保全隊長若しくは地方情報保全隊長に事故があるとき、又は中央情報保全隊長若しくは地方情報保全隊長が欠けたときは、中央情報保全隊長又は地方情報保全隊長の職務を行う。
（情報保全派遣隊）
第２０条　陸上幕僚長は、地方情報保全隊の隊務を分担させるため、統合幕僚長並びに海上幕僚長及び航空幕僚長と、また、必要に応じて施設等機関等の長と協議を行い、防衛

大臣の承認を得て、情報保全派遣隊を部隊等又は施設等機関等の所在地に配置することができる。

（担当する区域の特例）

第２１条　中央情報保全隊長及び地方情報保全隊長は、司令が特に必要と認めた場合には、第１７条に規定する担当する区域外において業務を行うことができる。

（要請及び通知）

第２２条　司令、中央情報保全隊長及び地方情報保全隊長（以下「司令等」という。）は、部隊等の長、施設等機関等の長（防衛省本省の内部部局にあっては官房長又は局長をいう。以下同じ。）又は別に定める者（以下この条において「要請者」という。）から情報保全業務に係る要請があったときは、当該要請に係る必要な業務を行い、その結果を要請者に通知するものとする。

（業務支援）

第２３条　司令等は、隊務の遂行に関し、必要な支援を関係する部隊等の長又は施設等機関等の長に求めることができる。

２　前項の規定による支援を求められた関係する部隊等の長又は施設等機関等の長は、当該関係する部隊等又は施設等機関等の業務の遂行に支障のある場合を除き、必要な支援を行わなければならない。

（委任規定）

第２４条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が、関係する他の幕僚長と協議して定める。

附　則

１　この訓令は、平成２１年８月１日から施行する。

２　次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令（平成１５年陸上自衛隊訓令第７号）

(2) 海上自衛隊情報保全隊に関する訓令（平成１５年海上自衛隊訓令第８号）

(3) 航空自衛隊情報保全隊に関する訓令（平成１５年航空自衛隊訓令第９号）

附　則

この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この訓令は、令和４年３月１７日から施行する。

附　則

この訓令は、令和６年８月３０日から施行する。

別表（第１７条関係）

隊の名称	隊の長の名称	担当する区域
中央情報保全隊	中央情報保全隊長	市ヶ谷地区
北部情報保全隊	北部情報保全隊長	北海道
東北情報保全隊	東北情報保全隊長	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
東部情報保全隊	東部情報保全隊長	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都（市ヶ谷地区を除く。）　神奈川県　新潟県　山梨県　長野県　静岡県
中部情報保全隊	中部情報保全隊長	富山県　石川県　福井県　岐阜県　愛知県　三重県　滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県
西部情報保全隊	西部情報保全隊長	福岡県　佐賀県　長崎県　大分県　熊本県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県